

Ⅱ. 泉南市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価 の実施方針について

1、趣旨

泉南市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たすものである。

2、実施方針

- (1)点検・評価は、前年度の事業及び施策を対象とし、その進捗状況の総括、取組みの効果や今後の課題について考察するものとし、毎年1回実施する。
- (2)点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る必要があるため、泉南市教育委員会評価委員会を設置する。
- (3)委員は学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、その職務が終了したときは、解任されるものとする。
- (4)教育委員会において、点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を泉南市議会に提出する。また、報告書は公表するものとする。

泉南市教育委員会所管事務・事業及び施策の体系



平成29年度 点検・評価の重点項目について

- | | | | |
|----|---|--|-------|
| 1 | 就学前保育教育の充実 (1-①、⑥) | 幼稚園教育活動の充実 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携 | 指導課 |
| 2 | 就学前保育教育の充実 (1-③) | 保育教育環境の整備 | 教育総務課 |
| 3 | 小中学校の教育力の充実 (2-①) | 小中一貫教育を視野に入れた連携の推進 | 人権教育課 |
| 4 | 小中学校の教育力の充実 (2-①、②) 明るく安心できる学習環境の整備、充実 (3-①) | 小中一貫教育を視野に入れた連携の推進 学力の向上 教職員の資質能力の向上 | 指導課 |
| 5 | 小中学校の教育力の充実 (2-⑤、⑥、⑦) | 生徒指導の充実 進路指導、キャリア教育の充実 障害のある子どもの自立支援と集団づくり 相談、救済システムの構築 | 指導課 |
| 6 | 小中学校の教育力の充実 (2-⑧) | 学校給食の適切な推進 | 教育総務課 |
| 7 | 小中学校の教育力の充実 (2-⑩) | 読書活動の推進 | 学務課 |
| 8 | 明るく安心できる学習環境の整備、充実 (3-④) | 市長や教育長に具体的な声を反映できる仕組み | 教育総務課 |
| 9 | 明るく安心できる学習環境の整備、充実 (3-⑥) 生涯学習の推進 (5-①) | 調整区の解消 人権尊重のまちづくり | 人権教育課 |
| 10 | 安全、安心な教育環境の整備 (4-①) | 時代のニーズに対応した安全、安心な学校施設 | 教育総務課 |
| 11 | 安全、安心な教育環境の整備 (4-④、⑤) | 通学時の安全確保 学校内外の防犯対策 | 指導課 |

| | | | |
|----|-----------------------------|------------------------------|---------|
| 12 | 生涯学習の推進 (5-②) | 教育コミュニティづくり | 青少年センター |
| 13 | 生涯学習の推進 (5-③、⑨) | 青少年の健全育成の充実 子どもの居場所づくりの推進 | 生涯学習課 |
| 14 | 生涯学習の推進 (5-⑤) | 文化遺産の保護、調査研究 | 生涯学習課 |
| 15 | 生涯学習の推進 (5-⑦) | 文化、芸術活動の推進 | 文化振興課 |
| 16 | 生涯学習の推進 (5-⑧) | 地域の情報拠点づくり、読書活動の推進 | 文化振興課 |
| 17 | 生涯学習の推進 (5-⑨) | 子どもの居場所づくりの推進 | 青少年センター |
| 18 | 市を挙げての教育施策の推進体制の確立 (6-①) | 子どもの権利に関する条例の推進 | 人権教育課 |
| 19 | 市を挙げての教育施策の推進体制の確立 (6-③) | 保護者の経済的負担の軽減 | 学務課 |
| 20 | 市を挙げての教育施策の推進体制の確立 (6-⑤) | 総合教育会議の機動的かつ適切な運営 | 教育総務課 |